

亀山市告示第197号

亀山市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年12月3日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成22年亀山市告示第47号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考2（2）ウ中「、第95条第1項から第3項まで租税特別措置法第41条第1項から第3項まで」を「及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項」に、「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項」に、「第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改め、「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。